

広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466
メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp
ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第26号 令和元年8月

新連合長に神恵内村長 高橋 昌幸氏が就任

後志広域連合長として、平成28年11月から務められた「前京極町長 山崎 一雄氏」が任期満了により平成31年4月30日を以って退任しました。

後志広域連合長は、関係町村長の中から選ばれることとなっております。5月7日に実施した関係町村長による後志広域連合長選挙によって、「神恵内村長 高橋 昌幸氏」が新たな後志広域連合長として就任しました。

医療費通知（医療費のお知らせ）の送付回数を変更します

医療費通知は、みなさまの医療費負担をご確認いただき、ご家庭の健康管理や国民健康保険事業への認識を深めていただくことを目的に送付しておりますが、確定申告の医療費控除の添付書類としても使用可能なことから、利便性向上のため下記のとおり送付回数を変更します。

【現在】

送付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
対象 診療月	12月分 1月分	2月分 3月分	4月分 5月分	6月分 7月分	8月分 9月分	10月分 11月分

【これから】

送付月	9月	12月	2月	3月	6月
対象 診療月	4月分 5月分 6月分	7月分 8月分 9月分	10月分 11月分	12月分	1月分 2月分 3月分

※世帯に受診された方がいなければ送付されません。

※郵送の都合上、送付が遅れる場合があります。

※端数処理などの関係で、実際に窓口でお支払された金額と一致しない場合があります。

また、医療機関から広域連合への請求に基づき作成しますので、状況により記載されていない診療がある場合があります。

医療費通知は医療費控除の添付書類として使用できます

医療費通知は、確定申告の医療費控除の添付書類としても使用可能です。上記のとおり送付いたしますが、処理の都合により、12月診療分は確定申告の期限に間に合いませんので、ご自身で領収書をご用意してください。

また、記載している内容は、保険診療の対象となった医療費のみです。すべての医療費について記載されるものではありません。

高額療養費の払い戻しを受けた場合や、公費負担などの助成を受けた場合など、支払った医療費の額と異なる場合には、実際の金額を申告していただくことになります。

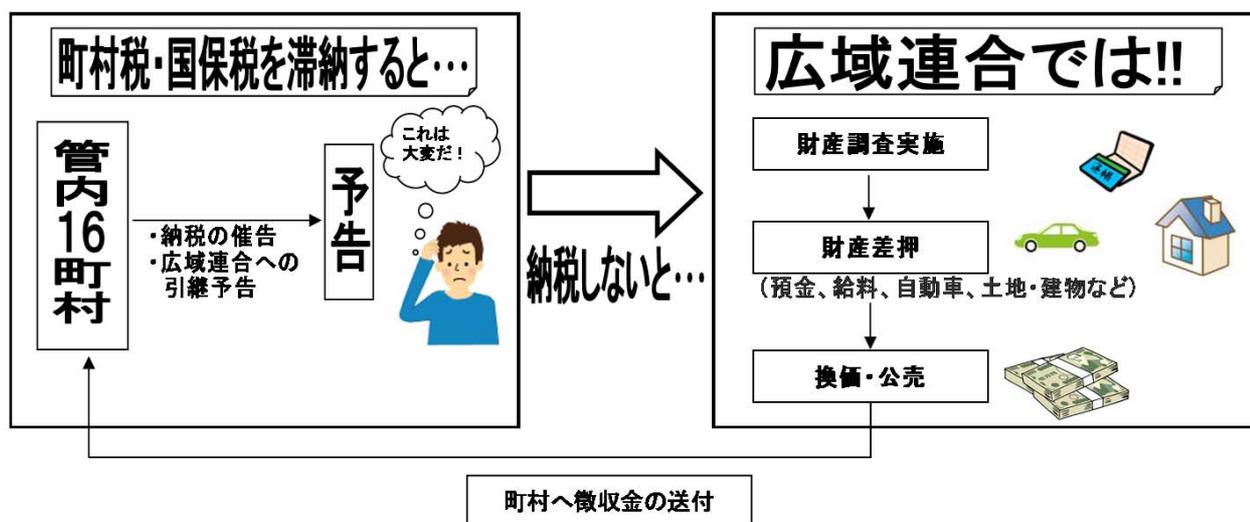
医療費通知は再発行できません

医療費通知は、再発行できませんのでご注意ください。送付した医療費通知を確定申告に使用する場合は、なくさずに大切に保管してください。

◇ 広域連合では悪質な滞納者に厳しく滞納処分を実施します。

町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税は、町村にとって貴重な自主財源です。財源が不足すると、住民サービスに影響を及ぼしかねません。また、ほとんどの納税者は納期内納税を行っていただいておりますが、このような納税者が報われる（正直者が馬鹿を見ない）社会を実現するためにも、高額・長期の滞納者や納税の意志が見られない悪質な滞納者は、町村から後志広域連合に税金の徴収業務が引き継がれます。

後志広域連合では、引受けた滞納者について、速やかに徹底した財産調査・捜索を行い、判明した財産について、直ちに差押えを行うなど、厳しい滞納処分を実施します。



◇ 合同公売会への参加とインターネット公売を実施します。

後志広域連合では、債権（預金・給料等）の差押えのほか、動産、自動車（タイヤロックの装着）、不動産（土地・建物）なども差押え、公売処分を行ってきました。今年度についても、道央圏にて開催予定の合同公売会への参加とインターネット公売（ヤフージャパンの官公庁オークション）により、差押財産の換価を行います。

なお、インターネット公売は全国の公共団体等が出品していて、どなたでも参加できます。



合同公売会



タイヤロックの装着

※ インターネット公売についての詳しい内容は、「YAHOO! 官公庁オークション」のホームページをご覧ください。（ <http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/> ）

第1段階から第3段階までの介護保険料が変わります

令和元年度の介護保険料（年額）については、第1段階から第3段階の保険料について公費負担による軽減の強化が図られます。変更後の段階別介護保険料（年額）については次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けている方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	(基準額) ×0.375	25,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円超 120万円以下の方	(基準額) ×0.625 43,200円
第3段階		120万円超の方	(基準額) ×0.725 50,100円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下の方	(基準額) ×0.900 62,200円
第5段階		80万円超の方	(基準額) 69,100円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	(基準額) ×1.2 82,900円
第7段階		120万円以上 200万円未満の方	(基準額) ×1.3 89,800円
第8段階		200万円以上 300万円未満の方	(基準額) ×1.5 103,600円
第9段階		300万円以上の方	(基準額) ×1.7 117,500円

※平成30年度～令和2年度までの保険料の基準額は69,125円です。

※年間の保険料は100円未満切り捨てして算出されます。

※第4段階～第8段階の保険料については、平成30年度の保険料額と変更はありません。

■忘れずに介護保険料を納めましょう！

○普通徴収の方

- 年金が年額18万円未満の方
 - 年度の途中で65歳になった方
 - 前年度の2月に特別徴収されなかった方
- などは

普通徴収で保険料を納付いただきますので、右にある各納期限内に取り扱い金融機関等の窓口で納めてください。

期別	普通徴収の格納期限
第1期	令和元年 7月25日
第2期	令和元年 8月26日
第3期	令和元年 9月25日
第4期	令和元年10月25日
第5期	令和元年11月25日
第6期	令和元年12月25日
第7期	令和2年 1月27日
第8期	令和2年 2月25日

※7月に介護保険料納付通知書を送付しております。

※納付には口座振替が便利です。取り扱い金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印・納付通知書をお持ちいただき「口座振替依頼書」でお手続きください。

○特別徴収の方（年金が年額18万円以上の方）

特別徴収の方は、年金支給月（仮徴収：4月・6月・8月 本徴収：10月・12月・2月）に年金から差し引かれます。差し引かれる介護保険料については、7月に「介護保険料特別徴収通知書」を送付しております。

※納付通知書ではありませんので、ご注意ください。

介護給付費通知「介護給付費のお知らせ」について

後志広域連合では今年2月より、4ヶ月に1度、介護給付費通知書をお送りしています。

この通知書は、ご利用者の方に介護サービスの利用状況をお知らせし、どのようなサービスをどれくらい利用したかをご確認いただくとともに、介護保険制度への理解を深めていただくための通知です。

通知書が届きましたら、期間中に利用した介護サービスの内容や金額に間違いがないか、事業所から発行された領収書などと照らし合わせてご確認ください。

[介護通知書の見方]

①サービス月	介護サービスを利用した月です。 事業所請求時期等によっては、利用したサービスの記載がない場合があります。
②サービス事業所	介護サービスを提供した事業所です。
③サービス種類/略称	利用した介護サービスの種類です。 「居宅介護支援」「介護予防支援」とはケアマネジメント(ケアプランの作成等)に要する費用で、全額が介護保険から給付させるため、自己負担はありません。
④サービス日数/回数	利用した介護サービスの日数または回数です。
⑤利用者負担額合計額(円)	あなたが事業所に支払った金額です。 ただし、介護保険適用外の費用は含んでいません。
⑥サービス費用合計額(円)	介護保険サービスにかかった費用の総額です。 利用者負担額の保険負担額合計です。

あなたの令和〇〇年△月～令和〇〇年△月における介護給付をお知らせします。

①サービス月	②サービス事業所	③サービス種類/略称	④サービス日数/回数	⑤利用者負担額合計額(円)	⑥サービス費用合計額(円)
令和〇〇年△月	〇〇デイサービスセンター	通所介護	10	8,408	84,080
	〇〇福祉レンタル事業所	福祉用具貸与	30	2,000	20,000
	〇〇ケアプランセンター	居宅介護支援			14,835
令和〇〇年△月	〇〇デイサービスセンター	通所介護	10	8,408	84,080
	〇〇福祉レンタル事業所	福祉用具貸与	30	2,000	20,000
	〇〇ケアプランセンター	居宅介護支援			14,835

[介護給付通知に関するQ&A]

質問1 何のデータを元に作ったのですか？

回答1 サービスを利用した介護保険事業所からの、介護保険請求を元に作成しています。該当月に該当期間にサービスを利用されていても、何らかの事情により事業所から請求が遅れた場合には記載しておりません。また総合事業利用分は含まれておりません。

質問2 通知書の中の利用者負担額が、事業所からの領収書と合っていないのはどうしてですか？

回答2 この通知書の中の利用者負担額には介護保険給付外のもの（施設での日常生活費など）は含まれておりません。そのため、実際に支払った額と一致しないことがあります。

質問3 サービス種類で「特定入所者介護サービス費」とは何ですか？

回答3 介護保険施設に入所したときの「食費」「居住費」、ショートステイを利用したときの「食費」「滞在費」の負担限度額を超えた分を介護保険が負担するものです。利用者負担額は「介護保険負担限度額認定証」に記載されている金額で、利用日数分の金額です。

このページに関するお問い合わせ： 介護保険課 TEL 0136-55-8013